

## 令和元年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年3月25日 午前9時30分～11時40分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第6号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭  
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之  
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美  
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜  
13番 本橋 与志喜 15番 小林 澄子 16番 福原 浩昭  
17番 町田 健

欠席委員 14番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号11番 石井進委員、12番 田中唯喜委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,758平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字中富字武野原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,390平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,000平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,719平方メートルの内6.49平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。農地区分については農用地です。申請事由は申請地に営農型太陽光発電施設を設置するものです。これは既に設置されているもので、平成29年に一時転用の許可を受けたものが期間満了するため、あらためて10年間の一時転用の申請がされたものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

委員： 面積が小さいのですが、支柱の面積でよろしいですか。

事務局： そのとおりで、支柱180本、他にキュービクル、送電用電柱の面積の合計となっており、パネルの面積は含まれておりません。

議長： 他に意見はありますか、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

## 3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は91平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は進入路用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け宅地への進入路とするものです。なお、本件は農

用地区域の除外案件です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

#### 4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は259平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は53平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

## 5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,721平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月7日から令和4年4月6日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,798平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月7日から令和4年4月6日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,037平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は267平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は596平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,017平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりで

す。所在地は大字中富字月野原の10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて12,102平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて272平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて1,645平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は1,278平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

申請番号11番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,936平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号12番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は331平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号13番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,973平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号14番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字林前の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,547平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号15番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,515平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号16番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面

積は2筆合わせて2,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間です。

申請番号17番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,045平方メートルです。1筆は以前からの使用貸借契約を更新するもので、もう1筆は新規に使用貸借契約を結ぶものです。契約期間は2筆とも令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

申請番号18番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原です。現況地目は畑で、面積は592平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間です。本申請地は戦前からの小作人契約をしていましたが、今回解除して新規に利用権を設定したことから、契約期間は10年間と長くなっております。

申請番号19番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字辨天です。現況地目は畑で、面積は1,525平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間です。本申請地は戦前からの小作人契約をしていましたが、今回解除して新規に利用権を設定したことから、契約期間は10年間と長くなっております。

申請番号20番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字上山口字東峰です。現況地目は畑で、面積は909平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

申請番号21番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字南程久保の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,719平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号22番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字松郷の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,003平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号23番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字東上の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,282平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

申請番号24番、受人、渡人、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字東上の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,605平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期

間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

申請番号25番、受人、渡人、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字大波の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて1,771平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

申請番号26番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字大光の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,576平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号27番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は2,100平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号28番、受人、渡人、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は2,075平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号29番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木です。現況地目は畑で、面積は2,614平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

申請番号30番、受人、渡人、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,778平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年6月1日から令和8年5月31日までの6年間です。なお、本案件は農地中間管理機構を利用した契約を予定していることから、開始日が2か月後の6月からとなっております。

以上の30件です。

議長： 申請番号1番、2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号1番、2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番、2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番、2番について、決定でよろしいければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番、2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。



委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙  
手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番、5番、6番ですが、関連しますので一括で審議してよろし  
いでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号4番、5番、6番について審議します。地区担当の意見をお願い  
します。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番、5番、6番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番、5番、6番について、決定でよ  
ろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番、5番、6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙  
手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番、9番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでし  
ょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号8番、9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番、9番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号8番、9番について、決定でよろしけ  
れば挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号8番、9番については、全会一致により決定とします。

- 申請番号10番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号10番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号10番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号10番については、全会一致により決定とします。  
申請番号11番、12番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号11番、12番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号11番、12番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号11番、12番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号11番、12番については、全会一致により決定とします。  
申請番号13番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号13番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号13番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号13番については、全会一致により決定とします。  
申請番号14番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号14番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号14番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号14番については、全会一致により決定とします。  
申請番号15番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号15番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号15番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号15番については、全会一致により決定とします。  
申請番号16番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号16番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号16番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号16番については、全会一致により決定とします。  
申請番号17番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号17番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号17番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号17番については、全会一致により決定とします。  
申請番号18番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号18番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号18番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号18番については、全会一致により決定とします。  
申請番号19番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号19番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号19番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

- 議長： 申請番号19番については、全会一致により決定とします。  
申請番号20番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号20番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号20番について、決定でよろしければ  
挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号20番については、全会一致により決定とします。  
申請番号21番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号21番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号21番について、決定でよろしければ  
挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号21番については、全会一致により決定とします。  
申請番号22番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号22番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号22番について、決定でよろしければ  
挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号22番については、全会一致により決定とします。  
申請番号23番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号23番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号23番について、決定でよろしければ  
挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号23番については、全会一致により決定とします。  
申請番号24番、25番ですが、関連しますので一括で審議してよろしい  
でしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号24番、25番について審議します。地区担当の意見ををお願いし  
ます。

- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号24番、25番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号24番、25番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号24番、25番については、全会一致により決定とします。  
申請番号26番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号26番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号26番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号26番については、全会一致により決定とします。  
申請番号27番、28番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号27番、28番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号27番、28番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号27番、28番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号27番、28番については、全会一致により決定とします。  
申請番号29番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号29番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号29番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号29番については、全会一致により決定とします。  
申請番号30番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号30番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号30番について、決定でよろしければ  
挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号30番については、全会一致により決定とします。

## 6 議案第6号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について

議長： 「議案第6号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」御説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。

このため、令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項について、方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行いません。理由としましては、令和2年3月11日現在において、市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているためです。

(2) 農地法施行規則第17条第2項について、方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行いません。理由としましては、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、令和2年3月11日現在、市内の指導対象農地率は、1パーセント以下と低い現状であるためです。

議長： 事務局から農地法第3条の規定による下限面積についての説明と現行の下限面積50アールの変更は行わない旨の提案がありましたが、皆さんの意見を伺います。意見はございますか。

委員： 意義なし。

議長： 意見がないようですので、現行の下限面積50アールの変更は行わないとする事務局提案でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： それでは、「議案第6号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面

積) について」は、全会一致により現行どおり50アールとします。

#### 4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、13件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」は、2件の取下願がありました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。